

# 久留米市コミュニティ審議会 第4回会議

平成24年6月19日(火) 9:30～  
久留米市市民活動サポートセンター

## 次 第

### 1 開会

### 2 会長あいさつ

### 3 議事

#### (1) 第3回審議会について

①会議録(案)について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1

②会議録要旨(案)について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P10

#### (2) 校区コミュニティ組織と市民公益活動団体の協働推進について [1-(2)]

①答申骨子(案)について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P16

### 4 その他

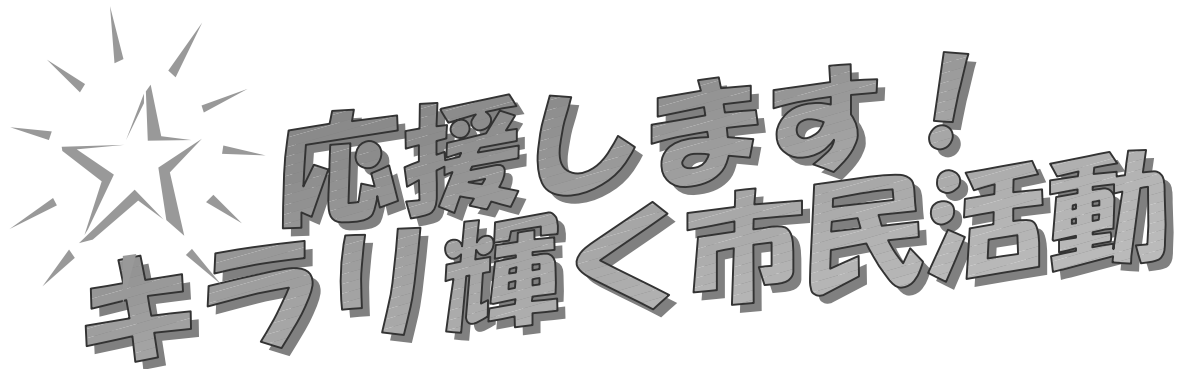
### 5 閉会

既存補助金について

<p>補助金等の名称 部局名・課名（交付元）</p>	<p>キラリ輝く市民活動活性化補助金  協働推進部 協働推進課 H24 予算：50,000 千円</p>
<p>対象事業等</p>	<p>○補助対象事業 (1) 活動推進部門 10 千円以上 300 千円以下 (2) 協働推進部門 300 千円超（予算の範囲内） (補助率 1/2・2/2)</p>
<p>補助金等の内容 【交付対象】</p>	<p>○目的 市民活動の安定的・継続的な運営と活性化を図り、市民の皆さんとの協働によるまちづくりを推進することを目的とした補助金です。</p> <p>○補助の対象となる経費 以下の3つのテーマに該当し、事業要件を満たす事業地域でできる①思いやり活動、②安全安心活動、③賑わい創造活動 要件：市内で実施、市の施策推進に合致、市民の参加、継続的な計画、他の補助金の対象となっていない事業など 報償費、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費 ※項目ごとに対象外となるものがあります。</p> <p>○対象外経費 人件費、食糧費、事務所運営費、修繕費、工事請負費、財産の取得費など</p> <p>【交付対象：地域コミュニティ組織、市民公益活動団体 (一定の要件があります)】</p>

【詳細は、別紙参照】

## 「キラリ輝く市民活動活性化補助金」について



### 1 社会的背景

東日本大震災発生以降、地域コミュニティ組織やNPO・ボランティア団体による支援活動の姿は、マスコミ等でも大きく取り上げられているところです。

また、日常の地域社会においても、近年の社会環境の変化、市民ニーズの多様化等により発生する様々な地域課題の解決のためには、こうした公益的な市民活動は、協働のまちづくりに必要不可欠なものとして、たいへん重要視されています。

### 2 市内の現状

久留米市においても、全 46 小学校区の校区コミュニティ組織、約 660 の単位自治会、約 400 余りのNPO・ボランティア団体が、多彩な公益的活動に取り組んでおられます。

これらの団体は、地域課題の解決や地域資源を活かした特色あるまちづくりに互いに連携して取り組む、大切な担い手として必要不可欠であり、協働によるまちづくりの重要なパートナーであると認識しています。

久留米市では、人、安心、活力をキーワードとしたまちづくりを進めるにあたり、こうした市民の皆さんとの協働を基本的視点として各種施策を進めています。

### 3 補助金創設の趣旨

この補助金は、市民の皆さんと行政が、ともに地域を支えあうという協働のまちづくりの観点から、地域コミュニティ組織やNPO・ボランティア団体が行う、市の施策の方向性とも合致する事業活動等に対して、財政的支援を行うことで、市民活動の安定的・継続的な運営と活性化を図り、市民の皆さんとの協働によるまちづくりを推進することを目的としています。

補助対象事業として、地域でできる思いやり活動、安全安心活動、賑わい創造活動の 3 テーマの事業活動を募集することで、地域のために地道に頑張っている市民の皆さんの活動にスポットをあてるとともに、これを応援しようとするものです。

# ○キラリ輝く市民活動活性化補助金の概要

## 1 交付対象団体

- ① 地域コミュニティ組織(校区コミュニティ組織、自治会、各種住民団体等)
- ② 市民公益活動団体(特定非営利活動法人、ボランティアグループ等)
- ③ 上記①及び②の団体により構成されたグループ(連合体)

## 2 交付対象事業

次のⅠ～Ⅲの分野のいずれかに合致する事業とする。

- Ⅰ 地域のできる思いやり活動 ～ 高齢者・子ども等への支援活動 など
- Ⅱ 地域のできる安全安心活動 ～ 地域のできる防犯活動 など
- Ⅲ 地域のできる賑わい創造活動 ～ 地域資源を活用し来訪者を促進する活動 など

## 3 事業部門と補助内容

[活動推進部門]	補助額：1万円～30万円以下	補助率：対象経費の50～100%
[協働推進部門]	補助額：30万円超	補助率：同上

## 4 対象経費

[対象経費]	外部講師等謝金、消耗品費、原材料費、使用料、委託料(一部に限る)、印刷製本費(50%)、備品購入費(50%) など *上記費目の中でも対象とならない場合あり
[対象外経費]	人件費、飲食費など

## 5 選定方法等

採択候補事業選定委員会を設置し、同選定委員会による書類審査により採択候補事業を選定、その選定結果を基に、市が決定を行う。

協働推進部門については面接審査も実施する。

## 6 採択候補事業選定委員会

[構成]	学識経験者、地域コミュニティ組織、市民公益活動団体、企業関係者、市職員
[人数]	7名程度
[任期]	2年間

## 7 募集時期等

平成24年4月～	募集開始
[活動推進部門]	5月～12月 毎月15日締切、毎月末決定
[協働推進部門]	5月～9月 毎月15日締切、毎月末決定

\*但し、早期に予算額に達した場合は、募集を停止する。

## 8 予算額

平成24年度予算額 補助金 50,000千円

### 3 議事

#### (2) 校区コミュニティ組織と市民公益活動団体の協働推進について

[1-(2)]

##### ①答申骨子(案)について

#### 1 校区コミュニティ組織との協働の推進について

##### (2) 校区コミュニティ組織と市民公益活動団体の協働推進について

###### 【現状及び課題】

校区コミュニティ組織と市民公益活動団体は、いずれも「ひとづくり」と「まちづくり」等の活動を通じて主体的な取り組みを行っている。

校区コミュニティ組織や自治会をはじめとする地域コミュニティ組織も市民公益活動団体も、住民の快適で幸福な生活を望み、それぞれに「住みよい地域社会づくり」の実現を目指している。

このように、地域社会の各構成員が、その目的に沿って主体的に自らの活動をすすめるとともに、適切な役割分担のもとで、各団体が抱える課題、不足部分、機能などを相互に補完しながら活動を行っていく状態が「まちづくり」の姿である。

しかしながら、校区コミュニティ組織と市民公益活動団体との間で、相互理解が不足していると感じられる場面が見られるとともに、それぞれの活動においても、相互の日常的な交流、情報及び課題の共有化、連携協力はいまだ活発化しているとは言いがたい。

そこで、市は、校区コミュニティ組織と市民公益活動団体とが協働事業を行うことによる利点や効果を認識してもらうとともに、それぞれの交流が活発化するための施策を検討していく必要がある。

## 【答申骨子（案）】

校区コミュニティ組織と市民公益活動団体との協働を進めるためには、互いを尊重し、それぞれの活動目的などの理解の共有化を図ることが重要である。

校区コミュニティ組織と、市民公益活動団体が互いに情報提供するという、互いが主体的に情報交換を進めていく取組みを行う必要がある。よりよい協力関係の構築のためには、それぞれが自発的に日常的な相互交流ができるような機会と場の創出が必要である。

また、互いの協力関係が促進されるためには、コーディネート機能も重要な役割を果たすものとする。市としては、それぞれのコーディネートが効果的にできるような取組みを地域社会全体でできる体制構築を進められたい。

さらに、協働事業による互いのメリットや役割分担の重要性等を共有化することで、協力事業の取組みは促進されるものとする。そこで、効果的な協働事業が実践されるよう協働の進め方に関するわかりやすい手引書の作成と、その活用が必要である。

市は、校区コミュニティ組織と市民公益活動団体による協働事業が促進されるよう、既存の情報・人材・補助金などの支援制度のさらなる活用を図るとともに、活動にやる気が起こるような支援施策を検討されたい。